

# 第 10 次大阪府交通安全計画（案）の概要

大阪府交通安全対策会議

## 第 10 次大阪府交通安全計画の策定にあたって

大阪府交通安全計画は、国の「交通安全基本計画」に基づき、府域における陸上交通（道路、鉄道、踏切道）の安全施策の基本となるもので、大阪府では、昭和 46 年度からこれまで 9 次にわたり本計画を改定してきました。

この計画に基づき、交通安全思想の普及徹底、交通指導取締りの強化及び歩行空間の整備をはじめとした道路交通環境の整備等により、昭和 45 年に 848 人であった交通死亡事故死者数が、平成 10 年には 394 人に減少し、平成 26 年にはこれまでの統計史上最少となる 143 人になりました。

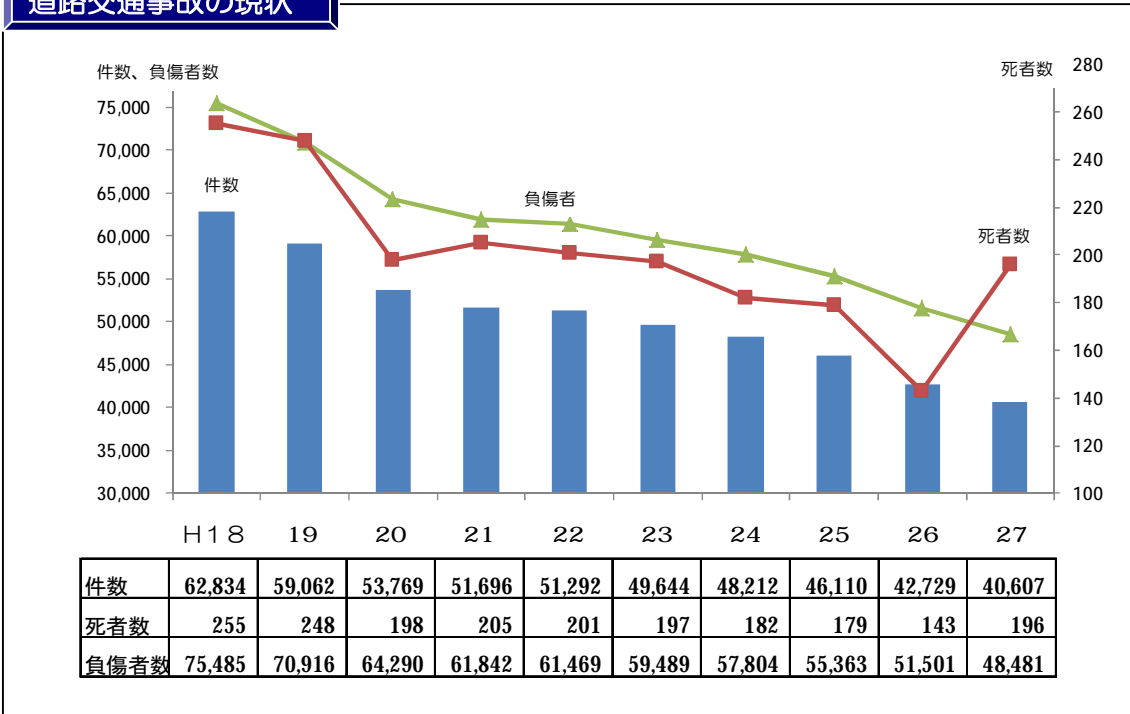
しかし、平成 27 年には、交通死亡事故死者数が 196 人と増加し、「交通死亡事故多発警報」を 2 回も発令するに至る等、憂慮すべき事態となっています。

こうしたことから、今後、誰もが、「安全・安心・快適」な大阪を実感できるよう、さらなる「交通死亡事故抑止」を目指し、交通ルールの遵守徹底、交通指導取締りの強化及び交通安全施設の整備等に「オール大阪」で取り組みます。

このたび、平成 28 年度から 32 年度までにおける交通安全施策の指針となる「第 10 次大阪府交通安全計画」（案）を取りまとめましたので、広く府民の皆さまからのご意見、ご提言を募集いたします。

# 第1章 道路交通の安全

## 道路交通事故の現状



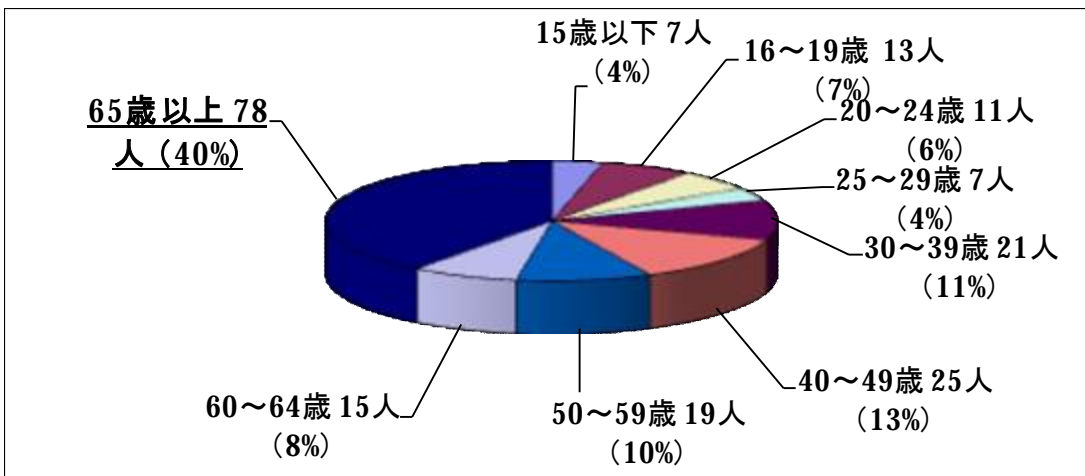
## 今後の道路交通安全対策を考える視点

### 高齢者及び子どもの安全確保

近年、高齢者の交通事故死者数は全体の約 4 割を占めていることから、高齢者が安全にかつ安心して生活することができる交通環境を形成するため、高齢者事故の実態を勘案しながら、対策を講じることが必要です。

また、少子化の進展に相まって、子どもを交通事故から守る必要性が一層求められていることから、通学路等の歩行空間の整備等を図ります。

【年齢層別死者数（平成 27 年）】



### 歩行者及び自転車の安全確保

平成 27 年の交通事故死者数は、歩行中が約 32%、自転車乗用中が約 26%を占めていることから、通学路、生活道路等において歩行空間の確保を進めるとともに、平成 28 年 4 月から施行された「大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、自転車利用者に対する交通ルールの遵守や交通マナーの向上を図るた

めの交通安全教育・広報啓発を充実させるほか、交通指導取締りの強化などの対策を推進します。

【歩行中及び自転車乗用中の死者数の推移】 (人)

	H23	H24	H25	H26	H27
死者数	197	182	179	143	196
うち歩行者	61	55	57	60	62
割合(%)	31.0	30.2	31.8	42.0	31.6
うち自転車	38	47	44	34	50
割合(%)	19.3	25.8	24.6	23.8	25.5

### 生活道路及び幹線道路における安全確保

生活道路における死者数については、全国と比べて割合は低いものの、増加傾向にあることから、生活道路における交通の安全を確保するための対策を一層推進します。

また、依然として、死者数が高い割合を占める幹線道路における対策については、幹線道路や生活道路等、適切に機能が分担されるよう道路整備を推進するなど交通安全対策の効果の更なる向上を図るための取組みを促進します。

### 交通事故が起きにくい環境をつくるために重視すべき事項

#### 先端技術の活用推進

運転者の不注意による交通事故や、高齢運転者の身体機能等の低下に伴う交通事故への対策として、運転者の危険認知の遅れや運転操作の誤りによる事故を未然に防止するための安全運転を支援するシステムの導入を推進するなど、新たな技術を有効に活用する取組を推進していきます。

#### 交通実態等を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまでの対策では抑止が困難である交通事故について、発生地域、場所、形態等を詳細な情報に基づき分析し、よりきめ細かな対策を効果的かつ効率的に実施していくことにより、当該交通事故の減少を図ります。

#### 地域ぐるみの交通安全対策の推進

インターネット等を通じた交通事故情報の提供等により、地域住民に交通安全対策に関心を持ってもらうなど府民意識を醸成していくとともに、運転者、歩行者等の意識や行動をサポートしていく社会システムを、行政、関係団体、住民等の協働により形成していきます。

### 第10次大阪府交通安全計画における目標

本計画の最終年度である平成32年度までに、交通事故による年間の24時間死者数を119人以下(30日以内死者数おおむね140人以下)とし、死傷者数については36,500人以下とすることを目指します。

### 講じようとする施策

#### 交通安全思想の普及徹底

交通安全意識を向上させ、交通マナーを身につけるため、幼児から高齢者に至るま

で、心身の発達段階やライフステージに応じた段階的かつ体系的な交通安全教育・普及啓発活動を行います。

### **安全運転の確保**

運転者の能力や資質の向上を図るため、運転者教育等の充実に努めます。また、バスやタクシー、トラック等の自動車運送事業者等の安全運転対策の充実に努めます。

### **道路交通環境の整備**

高齢者や障がい者、子どもを交通事故から守る観点から、安全・安心な歩行空間の整備、交通安全施設等の整備などを進めていきます。

### **車両の安全性の確保**

車両構造に起因するとされる事故について対策を講ずるとともに、運転ミスなどの人的要因に起因するとされる事故についても、車両構造面からの対策により交通事故の防止を図ります。

### **道路交通秩序の維持**

交通事故実態等を的確に分析し、死亡事故等重大事故に直結する悪質・危険性、迷惑性の高い違反に重点を置いた交通指導取締りを推進します。また、平成26年5月から「自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律」が施行されたことを踏まえ、交通事故事件等にかかる適正かつ緻密な捜査の一層の推進を図ります。

### **救助・救急活動の充実**

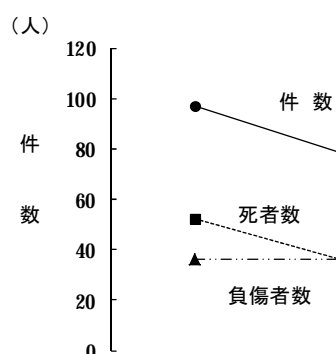
交通事故による負傷者の救命を図り、また、被害を最小限にとどめるため、交通事故に即応できるよう、救急関係機関相互の緊密な連携・協力体制を確保しつつ、救助・救急体制及び救急医療体制の整備を図ります。

### **被害者支援の充実と推進**

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受けている上、交通事故に関する知識、情報も乏しいことが少なくないことから、自動車損害賠償保障制度や交通事故に関する相談を受けられる機会の充実等、被害者支援を積極的に推進します。

## 第2章 鉄道交通の安全

### 鉄道事故の現状



区分	年	平23	24	25	26	27
件数		97	76	58	73	80
死者数		52	34	26	37	40
負傷者数		36	36	25	31	36

※ 近畿運輸局調

### 第10次大阪府交通安全計画における目標

乗客の死者数ゼロを継続すること及び運転事故全体の死者数を減少させることを目指します。

### 講じようとする施策

#### 鉄道交通環境の整備

鉄道施設について常に高い信頼性を保持し、システム全体として安全性を確保する必要があることから、運転保安設備の整備等の安全対策の推進を図ります。

#### 鉄道交通の安全に関する知識の普及

運転事故の9割以上を占める踏切障害事故と人身障害事故を防止するため、安全設備の正しい利用方法の表示や広報活動により、鉄道の安全に関する正しい知識を浸透させます。

#### 鉄道の安全な運行の確保

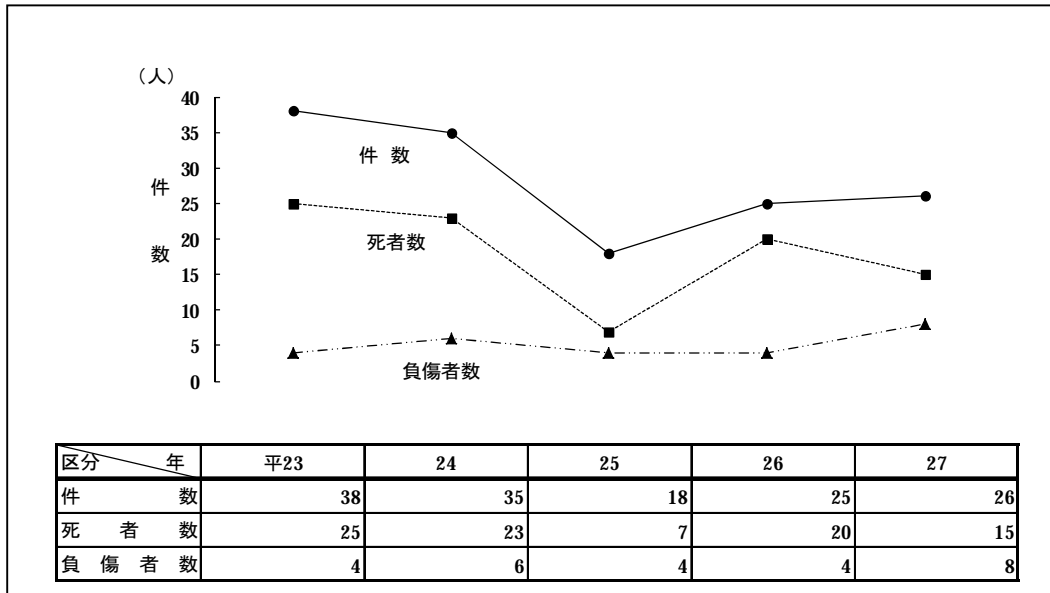
重大な列車事故を未然に防止するため、運転士の資質の保持をはじめとした対策の充実を図ります。また、万一大規模な事故等が発生した場合には、迅速かつ適切に対応します。

#### 鉄道車両の安全性の確保

発生した事故や科学技術の進歩を踏まえつつ、適時・適切に鉄道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準を見直します。

## 第3章 踏切道の交通安全

### 踏切事故の現状



### 第10次大阪府交通安全計画における目標

踏切道における交通の安全と円滑化を図るため、踏切事故の発生件数減少を目指します。

### 講じようとする施策

#### 踏切道の立体交差化、構造の改良及び歩行者等立体横断施設の整備等の促進

立体交差化等による「抜本対策」と構造の改良等による「速効対策」との両輪により、総合的な対策を推進します。

#### 踏切保安設備の整備及び交通規制の実施

踏切遮断機等の整備を行うとともに、交通量の多い踏切道については、事故防止効果の高い踏切保安設備の整備を進めます。また、交通量や踏切道の幅員等を勘案し、必要に応じて交通規制を実施します。

#### その他踏切道の交通の安全と円滑化を図るための措置

緊急対策が必要な踏切道への対策、踏切保安設備等の高度化、違反行為に対する指導取締り、踏切事故防止キャンペーンの推進等を実施します。